

一般質問

六月定例会の一般質問は、十四日、十五日に行われました。
この二日間で、十二名の議員が登壇し、市政全般について、十六項目にわたり、質問を行いました。

市民の声を大事にする 市政の実現を

村山 正美 議員

が、提言もなされた。今日の事態から見て、議会の声に応えるべきではなかったかと思うがどうか。

村山 正美 議員

分することは、次年度以降の財源の涵養と同時に、予算編成の硬直化を避け、弾力性を持たせる必要不可欠の処置だと思

問

市の借金は、今年度末には約二百五十一億円で一般会計の額を下回る。行き過ぎた繰り上げ償還を止め、様々な市民要求に応える方向に変えるべきではないか。

前年度からの繰越金は三億八千万円になる見込みだが、市民の善意と期待、議会の意思を無視して、小倉地内道路新設事業の執行停止で三百六十一万円を節約する必要があったのか。

ごみ処理有料化を実施したことで、今日、様々な問題が発生している。日本共産党は有料化に反対したが、賛成した議員からも様々な不安や疑問の声があ



住民基本台帳カードの 利活用の提案について

岩切 幹麿 議員

問

本市においても平成十六年二月に情報化基本計画の指針が示され、市民サービスの向上と地域発展を図る等の内容が盛り込まれている。

総務省でもICカードである住基カードの導入に当たっては空領域を利用し、様々な住民サービスの活用が可能であると幾つかの例も示されている。①いまだ住基カードの偽造、情報漏れ等の不安の声を聞くがそのセキュリティ機能について②他



市民課で発行する住基カード

の自治体においては図書館カード、公共施設予約、高齢者の介護、検診の予約、健康診断サービス等の利活用を実施しているところもあるが、本市の利活用の取り組みの状況について③住基カードの交付の状況とその啓発の取り組みについて。

答

①セキュリティの高いICカードで、保存される情報の暗号化、格納場所への電子錠はパスワードの設定、管理により偽造や情報の漏えいを防止。個人情報保護は最優先事項で、今後も万全を期したい。

②実施には、ICカードのリリーダー、パソコン等の基盤整備で、行政や市民への大きな負担が伴う。休日の出張所開庁や安插で、即対応可能な図書カード等で、当面は一定のサービスができて

いると思う。今後、行政サービスの向上の意味で長期的に取り組みたい。③交付開始以来、本年五月末までに九百一枚を交付し、写真付きの公的証明証とし

ふれあい都市づくりの 推進について

野口 明美 議員

問

今後十年間の本市のまちづくりの方向性を定めた第四次総合計画の策定から前期五年間が経過し後期基本計画を策定したところであるが、前期基本計画の総括を市長に尋ねる。

次に介護予防に役立つ健康遊具の設置について、市内の五箇所の公園、児童遊園に健康遊具を設置しているが、器具の使用法と運動効果を書いた説明板の設置を問う。また多くの市民の健康増進のため、まだ未設置の西南地区内の公園にも必要と思うが、市長の考えを尋ねる。

次に、妊産婦にやさしい環境づくりのため、厚生労働省は今年三月マタニティマークのデザインを決めている。そこで本市においてもこのマークの作成と周知方法としてより効果的な広報の具体的な取り組みを問う。

答

総合計画の前期五年間は、年々歳しさを増す財政状況の中で、多くの市民の参加と協力を得ながら、新たな課題を乗り越えてきた五年間であったと総括できる。市民の参画も盛んになっており、協働の基盤が定着しつつあるというのが最大の成果であると考えている。

健康遊具については、利用促進や効果を図る上からも、利用説明板の設置を検討していく。西南部地区の公園への設置については、遊具の取替え時期やスペースを検討の上、今後計画的に対応していきたい。

マタニティマークの啓発については、早い時期に市報等で取り組む。マタニティマークの作成については、先進地の状況を把握し、方向性を見いだす。

「公共物等への故意による破損行為や違法広告物に 対する措置」について

藤井 俊雄 議員

問

①市は、何者かによる公共物への故意による破損行為(教育委員会管理分を含む)に対する補修費や違法広告物の

撤去の費用を年間総額いくら支出しているのか。②現在、違法広告物等に対する罰則はあるのか。また、その執行状況は。③広告主の明確な違法広告物や故意による損壊行為、飼い犬の糞の放置などに対して、国の特区指定を受け、罰金を科し、市の新たな財源にはできないか。④路上へのゴミ捨てや公共物を故意に壊す等の行為は、国民共有の財産を大切にすべしと心や国や自らが住む地域を愛する意識の欠如の現れと思うが、学校教育の中ではどのように指導をしているのか。

答

①十七年度の破損による補修費は、公園施設、ゴミユニティバスのバス停修理等六十六件、二百十七万円であり、違反広告物除却費は、推進員の報酬等を含め百二十二万円であります。教育施設は、小学校十七件五十九万円、中学校三件で被害



落書きはやめよう!

金額は発生していない。②違反広告物は、福岡県屋外広告物条例に基づき実施しており、違反すれば罰金が適用されるが、一定の手続きに時間と経費を要するため、現在まで一度も適用されていません。③罰則規定が条例であり、本市だけが特区により独自の対応を行うことが制度としてなじむのか研究したい。④公共物を大切にすべしと心や国民共有の財産を大切にすべしと心や国や自らが住む地域を愛する意識の欠如の現れと思うが、学校教育の中ではどのように指導を進めている。

マンション管理に関する 行政の支援について

松越 妙子 議員

問

マンションは居住形態として定着している。春日市にもマンションが多い。適切な管理や修繕がなされず老朽化していくと、住環境の低下など深刻な問題を引き起こす可能性がある。区分所有者責任は当然だがマンション適正化法に行政としても情報提供などの支援をしていくべきだと明記されている。①市内の分譲マンションの数、居住世帯数、居住人口を尋ねる。

実態把握のため調査やアンケートをとってみてはどうか。②マンション管理適正化法の指針に沿って市としてどう取り組むのか。③マンション管理に関する行政窓口を月に一度でも設けて適正な管理を支援してはどうか。④管理組合が互いに情報交換できるようにネットワーキングの支援を考えてはどうか。

答

①平成十八年一月一日現在で、分譲マンションは一九六棟、戸数は七、八五七戸、居住人口は約二万人となっている。②今後、老朽化するマンションの実態調査を行う必要性も出てくると思う。先進地の事例などを参考に、関係所管と協議を行い、アンケート調査の実施を検討して行きたいと考えている。③本市のマンション建築の状況を踏まえると、マンション管理組合がどのような問題を抱えているかを把握することは、今後の本市のまちづくりを進めていく上からも必要であると考えている。市の相談窓口については、その必要性を十分見きわめ対応したいと思う。④他団体の先進事例を調査し、必要に応じて取り組み等を研究していきたいと思う。

道路行政について

松尾 嘉三 議員

問

最近、ラッシュ時の暴走車の多さが目立つ。本来、マナーに頼りたいが、意識向上に至っていない。

現在、市内交通事故発生件数四百九十三件で前年比プラス五〇件。死者数一名、負傷者数五百四十四名で前年比プラス二十七名という状況である。

特に、七十五歳以上の事故が十七件で、増減率対前年比一一・五%と記録更新中である。

そこで次のように提案したい。①公共施設隣接道路、各小中学校隣接道路に、ハンブ(車がスピードを出せない段差)道路の導入を、お考えいただけませんか。②危険度の高い交差点(須玖・岡本・坂口町・新和町・昇町・ふれあい文化センター入口の小倉)の改良、できれば拡幅工事を早急に行うはもらえないか。





新和町交差点

答 ①市道の多くは歩道も少なく、狭い道路が多いことから、自転車、バイク等の軽車両や、高齢者やベビーカー、電動車いす等にとっては著しく通行しにくいものとなり、さらには道路側溝と車道との間に段差が生じ、危険な道路構造になると考えられ、このため、本市の道路の実態からして、このハンプ道路の設置は大変難しいと考えている。

②ご指摘の交差点は県事業の都市計画道路に面したり、接しており、事業者である県と福岡市(新和町)へ拡幅改良の要望をしている。また、事業の進捗に併せ、県及び警察と協議を行っている。交差点事業には多大な事業費と長い年月を要するので、整備促進に時間がかかっているのが実情である。

大土居下の原線整備について

金堂 清之 議員

問

①街路植栽に当たっては、設計段階で、都市景観や市政のイメージに加え、その地域の環境のイメージや道路愛称名、郷土の歴史や文化等も考慮して決定するべきでは。②街路樹の本数が左右で極端に異なるのはどうか。街路植栽が必要ない意味合いを、沿線住民の方にも十分説明を行う必要があるのでは。③同一「大土居下の原線」にあつて「ハナミズキ」「ホルトノキ」と異なった樹種の植栽では、街路名や道路愛称名などの統一性などからも違和感を持つがどうか。④街路とはいえ、生活道路・通学路であることから併せて、地域の歴史や伝承文化などの関係を表示する工夫で、郷土愛や明るいまちづくりにも寄与する地域密着型の街路整備に取り組んでは。

答

①街路樹の植栽は、交通上の問題として通行の見通しや、交通体系等が絡んでくるので警察から植栽の位置や本数等の助言を得ている。管理上の



植栽されている「ハナミズキ」

問題として落葉やその処理、根による舗装の盛り上がり、沿道の方々からの要望等をお聞きし植栽している。②植栽は、店舗や看板の見通しの良い場所、通行者の支障にならない位置とし、道路形態を地権者や関係者に説明している。③植栽は、繁らず、大木とならず、花や紅葉が美しい樹種を選定しており、この度ホルトノキからハナミズキに変更した。④街路樹が市民生活にゆとりと潤いをもたらす、街づくりに寄与する効果があることもご指摘のとおりであり、沿道の方々のご理解を得ながら整備を進めたい。

誰もが安心できる介護保険制度の充実について

長能 文代 議員

問

介護保険制度の改定によって、施設やデイサービス

などの居住費や食費が自己負担になり、保険料も二七%も引き上げられるなど、高齢者の負担が増大している。①政府に対して当面、国庫負担を三〇%に引き上げるなど制度の見直しを実施するよう要求してほしい。②新予防給付によって、軽度者の認定が変更され、サービスの低下が懸念されているが、利用者の実態調査などを行って、十分な支援策を講じてほしい。③デイサービス等の食費負担については、自治体独自の助成を行っている市町村があるので春日市でも助成制度を創設してほしい。④保険料・利用料の減免・助成制度の限度額の引き上げを行って対象者の拡大を図るべきではないか。

答

①ご提案については、全市市長会を通じ、将来にわたって自治体の過重負担にならないよう十分な財源措置を講じ、国の責任において保険制度を運営するに足る、十分な額を明確な形で確保するよう引き続き要望していくとともに、保険料・利用料についても国の責任で負担軽減策を講じるよう要望して参りたい。②サービスの低下にならないよう保険者として市の

判断基準を明確にし、今後とも利用者に、より適切な介護予防の提供を図って参りたい。③議員のご指摘も踏まえ福祉医療等総合的な視点から研究・検討していきたい。④まず周知徹底に努め、他市の動向を把握しながら、更に研究していきたいと思

内部障害者への

支援について

前田 俊雄 議員

問

「内部障害」とは、身体障害の内、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の六つの総称である。内部障害者の方は、外見からは障害者とは分らないため、さまざまな悩みを抱えておられる。

そこで、市長にお尋ねしたい。①本市障害者福祉施策における、内部障害者の位置づけと施策の現状について。②市報、学校現場での内部障害者の現状についての啓発を求めたい。③本市公共施設の多目的トイレ内にオス

トメイト(人工肛門、人工膀胱保有者)の方々に対応したトイレの設置を求めたい。④制度の見直しがあってもストマ用装具への助成の継続を求めたい。

答 ①これまでの計画等は、障害の種類毎に区分した施策体系ではなく、全障害者を対象に、啓発広報、福祉サービス、保健・医療、療育・教育、雇用・就労、生活環境及び文化・スポーツの七つの施策の分野別体系となっている。内部障害者については、他の障害者と同様に位置づけている。施策の現状については、障害の程度によって国の制度が適用されている。②障害者全般に関する啓発は、今までどおり重要ということで周知に努める。内部障害者に対しては、周知に工夫を凝らしていきたい。③県の条例改正でも設置するようになっている。市として全体的な公共施設についてのあり方を検討して対応したい。④他の自立支援給付との整合性等を勘案して決めたい。

環境問題について

塚本 良治議員

問 ①「春日市環境推進員」の活動内容は。市はどんな関わりをしているのか。定期的な協議会や役割の勉強会など、されているのか。②「福岡県地球温暖化防止活動推進員」はどんな活動をしてその活動に対してどんな協力体制が取れているのかその為の予算はあるのか、窓口はあるのか。③「クリーン作戦」について、その意義と今後の取り組みは。最近では、恒例化してきている。各自治体で、勉強会などで啓蒙活動をする「環境を考える会」の立ち上げを要請し、行政はそれを支援するべきではないか。④「溜池保全条例」が制定されてから、現時点までため池の数の変動と、どのように市民に、活用されてきたか、行政の活用方法を、お聞きしたい。

答 ①環境思想の普及及び啓発、環境美化推進、ごみの適正搬出、減量、再資源化、環境関係の調査及び報告等で年一回全体会及び年二回から三回程



みんなでクリーン作戦

度の中学校ブロック毎の研修会をしている。②地球温暖化対策に関する法律に基づき県知事が委嘱し、同法に掲げる活動を行っている。本市の環境フェアにおいての啓発活動が主で、啓発用の予算を計上し、窓口は環境課である。③市内の美化や各自のモラル高揚を訴え、親子・地域住民のふれあいを目的とし、今後さらに参加者が増えるよう啓発に努める。④当初二十三箇所あった溜池は、現在二十箇所である。かんがい用水の確保が本来の目的であり、所有者の協力で水辺空間を確保し、自然環境保全に努めている。

食育について

古賀 恭子議員

問 食の乱れは健全な体と精神に被害を及ぼす。食は生

きる力の原動力、心身の成長および人格の形成に大きく影響を及ぼし、生涯に涉って健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となると食育基本法は制定された。そこで質問は①学校給食や学習における食育を指導する栄養教諭の配置および給食指導担当者の配置はどうか。②市の責務として食育推進会議の設置および食育推進基本企画の策定をすることとなっているがその取組みはどうか。③国では「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され国民運動に展開されているが、春日市での取組みはどうか。④児童に農業体験を通しての学習は食育に多大な効果があると思うので体験企画の協力を求めているがどうか。

答 ①食育指導の栄養教諭の配置校はないが、学校栄養職員が小学校十二名、給食指導担当者は、小・中学校に各一名配置し、食育の狙いを明確にした計画の指導が進められている。②食育推進計画については、国・県の計画や指針の分析、更には他団体の動向も参考に、今後検討していきたい。③春日市PTA連絡協議会と連携を図りながら、学校、地域が一体となった

取り組みとして家庭教育学級を初め、あらゆる機会を通し、働きかけを強めていきたいと考えている。④大木町との連携等についても現状では、準備も含めて、カリキュラム上の時間確保など、課題も多く非常に困難を伴うということで現状では、非常に難しいのではないかと考えている。

食育について

吉村 敦子議員

問 子どもから大人まで、食に関する知識と選ぶ力を身につけ、国民が健全な食生活を送ることをめざし、「食育推進基本計画」が制定されました。食育を国民運動として推進するために、二〇一〇年度までの五年間での達成をめざし、具体的な目標数値が示されました。そこで食育について、本市の取り組みをお尋ねします。



①家庭や地域での食育について、毎月十九日の「食育の日」の活用について。②中高年や高齢者への食育について、生活習慣病予防、介護予防の取り組みの中に食育のメニューがあるのか。③学校教育での食育について。

答

①初年度のため、広報による普及・啓発に努める。食育セミナーについては、食育に関する講座や調理実習などを検討し、家庭や地域での食育の推進に努めたい。②本年九月より翌三月まで月一回の間隔で栄養改善教室を実施。市の基本検査で個人の栄養状態を評価した上、虚弱傾向や低栄養状態にある高齢者への栄養改善の講義、相談、調理実習で健康寿命の延伸を目指す。さらに老人クラブ等へ専門の講師を派遣し、生活環境や栄養への指導・助言を実施。③小学校では学級活動を中心に他の教科と関連させ、食習慣や健康観の育成に向けて指導し、学習活動を推進。また保護者や地域と連携し、児童の食生活の実態調査や、研究会を企画実施している学校もある。



青少年育成について

松尾 嘉三 議員

問

「少子高齢化大国日本」の現代社会だが、原因は様々で、一番の理由は、経済的損益からの出産拒否理由である。成人するまでの子育て費用約一千万円。学習塾や習い事等を含めば、それ以上である。本年度、改正の「春日市立学校校舎校庭使用料条例」だが、その使用料徴収により、影響が出始めている。中には、指導員自らが、使用料をご負担して頂いている。

この子育て世帯へ、負担軽減をして頂けないか、お尋ねする。①使用料収入見込み額、僅か二〇〇万円だが、青少年育成団体には更なる減免措置、無料措置の政治決断をして頂けないか。②運営面において、体育協会を財団運営等へと、切り替えるお考えはないか。

答

①使用料金の徴収は、四年前に決定をさせていた。体育協会等とも十分協議をさせていた。結果である。そして、四年間据え置きをして今日に至る

た経緯がある。各団体においては十分認識いただいていると思っているが、再度それぞれの団体に、使用料金を徴収に至った経緯等について周知を図っていく。施設利用料については利用者の方々へ理解を得られるよう努めていく。②今後のスポーツ振興については、引き続き、行政だけでなく体育協会を中心とした各関係団体や市民、事業者との協働により推進を図っていく。体育協会の財団化については、体育協会自体の問題なので、意見、見解については差し控えた

青少年を育む場づくりへの支援について

金室 清之 議員

問

昨年三月、次世代育成支援対策春日市行動計画「子ども・子育てにこころプラン」が策定された。そこには、基本理念として「子どもの輝き、子育ての喜びがあふれるまち

すが」の実現のためには、全庁的、総合的な取組みを進めることが必要であること。子どもにかかわる分野の施策を総合的に

推進するため「子ども行政の一元化」を進めると謳っている。これらを具体的に実現するため、①「子ども行政の一元化」を進めるに当たって「青少年を育む場づくりへの支援について」

の視点をどう加味しているのか。②「学校評議員制度」「コミュニティスクール制度」導入により、生きる力の育成に向けた場づくりがさらに進んだと思うが、その実態と評価は。

答

教育委員会では、十八年度の育成を掲げている。行政が果たす役割は、システムの提供と財政支援で、家庭、地域、学校が一体となって子どもを見守り、援助するシステムを大切にしたい。①教育委員会だけでなく、市長部局でも青少年にかかわる取り組みがなされ、行政内部はもちろん、地域や市民団体の活動とも連携を強化する必要がありと考える。②子どもたちの生きる力を育むことは学校教育で学んだことを家庭や地域で実践し、錬磨していくことである。コミュニティスクールは、

そのための効果的な仕組みである。団体と行政との連携、学校・家庭・地域教育との連携、学

化がより望ましい一元化と考える。

青少年育成について

塚本 良治 議員

問

①学校で発生するごみを単に事業者ごみとして出すのではなく、教育の一環としてごみ分別の大切さを教える良い機会、資源として分別・回収してはどうか。②本市は、自然が少なくなくなった。これから教育の中で自然を織り込んだ教育が大切だと思う。本市の小

学校で自然をテーマにして総合学習や体験学習をどのようにされているのか。③子どもたちは、地域から多くの恩恵を受けている。お世話になっている地域の人たちに対し、子どもたちから感謝の気持ちをきちんとした形で表すことで、今以上の連帯感が出てくると思う。地域に奉仕することの大切さを盛り込んだ恩返しをする制度「時間通貨・感謝券」などの発行は考えられないか。

答

①現在、エコスクールプランの策定を進めており、その中で教育活動の視点も含め、

問 家庭教育学級のあり方について質問です。家庭の教育力の低下が言われ始めて久しくなるが、全国校長会にもその報告がなされている。その原因として核家族化、教育・しつけの自信を持たない親の増加、親の経験不足、親の過保護、親の

分別回収の導入を検討していきたくないと考えている。②自然をテーマとした学習活動は、各学校で工夫しながら、体験的な学習として実施している。さらに自然とのふれあいを直接の目的とした自然体験教室を、全小中学校で取り組んでいる。③公園の清掃や落書き消し、地域調査体験活動、モラルアップ、地域ボランティア作戦等、具体的な取り組みがなされている。議員のご提案は、一つの手法として受け止めたい。貴重な提言であるが、各学校ともすでに種々の形で社会地域貢献活動をしており、学校の主体性や創意工夫を大切に、その自身の充実のため支援、指導していきたい。

社会教育について

古賀 恭子議員

答 学校や地域に家庭教育学級を広げるため、今年度は、モデル校二校で実施し、学級生みずから企画、運営に当たり、将来、学校や地域などで活躍できるリーダーの育成を考えたい。更に、全小中学校で入学児童の学校説明会などを活用した子育て支援講座を開催するとともに、子育てについて不安や悩み

をもち、孤立しがちな保護者や同年代の子どもを持つ保護者同士が気軽に相談したり、子育ての情報を交換したりできる場の提供を目的とした「お母さんの居場所」事業を実施して家庭教育学級の充実を図っていきたくないと考えている。また、現在行なっている無農産農場での体験やその食材を使った料理学習も行なっているので、今後も体験学習を積み重ねていきたい。

過干渉、地域との連携の希薄化などが掲げられている。現在春日市の家庭教育学級は小中学校合同の学習会を百人足らずで開催しているとのこと。これも参加者の減少によるものらしい。三十年程前の家庭教育学級は各小学校にあり、自主運営でOB学級生が指導員として運営に関わってきた。今もリーダーは育っているはずだから保護者を集める企画をされ、きめ細かな家庭教育学級の活性化を図られてはいいか。

をもち、孤立しがちな保護者や同年代の子どもを持つ保護者同士が気軽に相談したり、子育ての情報を交換したりできる場の提供を目的とした「お母さんの居場所」事業を実施して家庭教育学級の充実を図っていきたくないと考えている。また、現在行なっている無農産農場での体験やその食材を使った料理学習も行なっているので、今後も体験学習を積み重ねていきたい。



家庭教育学級の開講式

本定例会において、議員の定数が二人削減され、二十二人から二十一人になりました。

このことは、昭和二十二年に地方自治法が制定され、その当時の法定定数が二十二人と定められて以来の議員定数改定です。今回の削減の提案理由は、「一般財源の要となる地方交付税の大幅な削減などにより、本市の当初予算は対前年比八・七％減で三年連続の緊縮予算となった。この厳しい財政状況に対し、行財政改革推進の一翼を担う本市議会自ら定数削減を図ることに

より、財政健全化に貢献し、さ

らなる合理的議会運営を目指すもの」となっています。

なお、改正された議員定数条例の施行は、平成十八年七月一日以後、初めてその期日を告示される一般選挙からということになります。

議員定数削減される

二十一人から二十一人へ

全国市議会議長会表彰

去る五月二十四日に開催された第八十二回全国市議会議長会定期総会において、長年の議員活動を通じて、地方自治の発展と市政の振興に貢献した市議会議員の功績に対し、永年勤続の表彰式が行われました。

本市議会では、永年勤続十五年の一般表彰を古賀恭子議員及び松越妙子議員が表彰を受けました。



表彰された古賀議員(右)と松越議員(左)

次回

九月定例会

会期日程予定

一日 本会議(議案の上程、提案理由の説明、議案の考案)

二日 休会(閉庁)

三日 休会(閉庁)

四日 休会(議案の考案)

五日 本会議(議案質疑、委員会付託)

六日 休会

七日 各常任委員会(議案審査)

八日 各常任委員会(議案審査)

九日 休会(閉庁)

十日 休会(閉庁)

十一日 各常任委員会(議案審査)

十二日 本会議(一般質問)

十三日 本会議(一般質問)

十四日 各常任委員会(議案採決)

十五日 議会運営委員会

各常任委員会(閉会中の調査事件の調整等)

十六日 休会(閉庁)

十七日 休会(閉庁)

十八日 休会(閉庁)

十九日 本会議(委員長報告、質疑、討論、採決)

※都合により変更になる場合があります。